

海外で病気や怪我をしたとき

～海外療養費～

海外旅行や海外赴任中に、急な病気やけがで現地の病院を受診し、医療費を全額自費負担した場合、後日、ご加入の健康保険へ申請すると費用の一部が「療養費」として払い戻されます。

*病気や怪我の治療を目的として渡航し、海外の病院に行った場合は、支給対象にはなりません。

*海外で支払われた費用ではなく、日本国内で治療した場合の治療費を基準として支給額を決定します。

鵜飼さん



ルーシー

医療保険制度の一般的な説明です。
例外的なケースもございますが、
あらかじめご了承ください。

海外で病気や怪我をしたとき

～海外療養費～

【対象者】

協会けんぽの加入者

【手続き方法】

「海外療養費支給申請書」「同意書」を協会けんぽのWEBサイトからダウンロードし、印刷してください。申請書・同意書と必要書類を協会けんぽ神奈川支部に郵送します。

【必要書類】

- 診療内容明細書
- 領収明細書
- 現地で支払った領収書
※外国語の書類は翻訳書類も添付してください。
※原本を添付してください
- 受診者の渡航期間がわかる書類（例：パスポートのコピー）

【振込先】

被保険者名義の口座
※海外への送金はできません

【注意事項】

- 日本国内で保険診療となっていない医療行為や薬が使用された場合は、支給対象にはなりません。（美容整形など）
- 怪我の場合は、「負傷原因届」も必要です。

医療保険制度の一般的な説明です。
例外的なケースもございますが、
あらかじめご了承ください。

